

燕市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について

燕市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例（平成25年燕市条例第19号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 3 月 6 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

燕市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例(平成25年燕市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第34条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。